

# くらしの危険

## ～クーリング・オフ回避を狙う業者に 気をつけましょう！～

### 相談事例

①パソコン教室に1年間通学する契約を交わし、約30万円の代金を支払ったが、1年間の継続は無理だと思い、8日後にクーリング・オフの申出をした。すると「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできません。半年間の受講へ切り替えはできるが、以前に支払い済みの入学金を再度支払う必要がある。」と言われた。仕方なく1年間の契約で継続することとし、40回受講したが、講師が遅刻する、講座中に清掃や模様替えが行われる、他の受講生より悪い対応をされるなどし、解約したい。

②ブランドの洋服を扱っているという若い女性から電話で誘われ、車で待ち合わせることになり、その際ケーキを買って持ってくるように言われ、そのとおりにした。しかし、女性の勤めている店に連れて行かれ、カタログを見せられたり、試着を勧められたりして長時間にわたり購入を勧められた。高額なので払えないと断ったが、なんとかなるとさらに説得され、70万円で購入する契約をした。契約後、店員たちとケーキを食べた。これからの支払いが心配になりキャンセルできないのかと聞いたたら、できないと突っぱねられた。解約はできないのか。

### お答えします

『特定商取引に関する法律』では、一定の場合に、クーリング・オフによって無条件に契約を解除する権利を消費者に与えています。

事例①のパソコン教室は、エステ・学習塾・外国語教室などと並んで、一定以上の契約金額や期間であれば『特定継続的役務』にあたり、クーリング・オフが認められています。特定継続的役務の場合は、訪問販売や電話勧誘販売といった取引形態上の制限はありません。業者の「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできない」という発言は、虚偽の説明となります。

事例②では、業者は、契約は店頭販売だから『特定商取引に関する法律』は適用されないしキャンセルはできないと断言したようです。今回の場合、契約は店頭ですが、最初の電話で販売する目的を告げずに呼び出しており、『訪問販売』にあたります。したがってクーリング・オフはできますし、店員の「キャンセルはできない」という発言は、虚偽の説明をしたこととなります。

いずれの事例も、クーリング・オフにより契約が解除され、支払った金額は返されました。クーリング・オフができるにもかかわらずできないと言ったり、代わりの条件を提示したりして、解約を阻止しようとする業者が見受けられます。

不安なことや困ったことがありましたら、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

## お知らせコーナー

相談はそれぞれ専門の方があたります

### 人権・行政相談

日時 2月7日(木) 午後1時30分～4時  
場所 役場 第二庁舎 3階 会議室  
問合せ 総務課 TEL991-1895

### 弁護士による法律相談

予約が必要です

日時 2月18日(月)、27日(水)  
いずれも午後1時30分～4時  
相談予約 2月5日(火)から受付  
場所 ふれあいセンター 介護相談室  
問合せ 社会福祉協議会 TEL991-2701

### 心配ごと相談

日時 2月18日(月) 午後1時30分～4時  
場所 ふれあいセンター 介護相談室  
問合せ 社会福祉協議会 TEL991-2701

### 教育相談

日時／月～金曜日(祝日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分  
場所／教育相談室(適応指導教室内)  
問合せ／適応指導教室 TEL992-2000

### 就学相談

(平成20年度以降入学児の発育や障害などに関する相談)

日時 月～金曜日(祝日を除く)  
午前9時～午後5時  
場所 役場 第二庁舎 2階 教育総務課  
問合せ 教育総務課 TEL991-1864

### 税理士による税務相談

日時 2月12日(火) 午後1時～4時  
場所 役場 第二庁舎 1階 打合せ室1  
問合せ 税務課 TEL991-1833

### 消費生活相談

日時 2月7日、21日、3月6日 いずれも木曜日  
午前10時～正午、午後1時～4時  
場所 役場 第二庁舎 1階 打合せ室1  
問合せ 環境経済課 TEL991-1854

### 若年者職業相談

日時 2月19日、26日 いずれも火曜日  
午前10時～正午、午後1時～4時  
場所 役場 第二庁舎 1階 打合せ室1  
問合せ 環境経済課 TEL991-1854

### 女性相談

予約が必要です

日時 2月6日、20日 いずれも水曜日  
午後1時～4時  
場所 役場内 会議室

\*DV(夫や恋人による暴力)やお急ぎの場合は、上記の相談日以外も相談をお受けします。まずはお電話ください

問合せ 企画財政課 TEL991-1815

### 人権相談

日時 月曜日 午前9時～午後4時  
場所 さいたま地方法務局越谷支局(越谷市東越谷)  
問合せ さいたま地方法務局越谷支局 TEL966-1337

### 不動産相談

日時 2月20日(水) 午前10時～午後3時  
場所 埼玉県宅建協会越谷支部(越谷市役所駐車場隣)  
問合せ 埼玉県宅建協会越谷支部 TEL964-7611

### ゆずって ゆずります

先着順・電話で受付けます

- ゆずって／猫用キャリーケース・ケージ、犬小屋、ペット用の毛布
- ゆずります／子供用自転車(22インチ・ピンク色)、スキー用具(板160センチ・くつ22cm)、エレクトーン
- 受付・あっせん／環境経済課 TEL991-1854